



魚津市告示第27号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による大光寺地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月26日

魚津市長 澤崎 義敬



従前の字の区域を廃止する区域

大字名	字名	地番
大光寺	居屋敷	5から11まで、12-1、26-1、31、32、35から38まで、39-1、39-2、40-1、40-2、41、42-1、42-2、43から46まで、47-1、48-1、48-2、49-1、49-2、50-4、51-9、56-7、56-7、57-1から57-4まで、66から68まで、69-1、69-2、71-2から71-9まで、72、73、74-1、74-2、75-1、76-1、76-4、77-1、77-6、95-5、96-2、97-1、97-2、98-2、99-1、114-1、115-1、116-1、121から129まで、130-1、133-4、134-2、135-2、137-1、138、139-1、139-2、141-1、141-2、142、143、143-2、149-1、150-1、151-1、152、153-1
	上坪割	11-3、11-4、11-5、13-1、14-1

備考 上記の区域内の国有地、県有地及び市有地の全部を含む。